

不動産の売主・貸主のみなさまへ

取引先へマイナンバーの提供をお願いします

- 個人の方が不動産を売却または賃貸している場合で、**以下の条件**に該当する場合には、取引先（買主または借主）への**マイナンバーの提供が必要です**。

取引	取引先 (買主または借主)	条件
不動産の売却	法人または 不動産業者である個人※	同一の取引先からの売買代金の受取金額の合計が、 年間100万円 を超える場合
不動産の賃貸		同一の取引先からの家賃・地代などの受取金額の合計が、 年間15万円 を超える場合



※主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる個人の方を除きます。

- 取引先は、収集したマイナンバーを「不動産等の譲受けの対価の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」などの法定調書に記載し、税務署に提出しなければなりません（取引先は、所得税法等により、法定調書に不動産の売主または貸主のマイナンバーを記載することが義務付けられています。）。
- マイナンバーの提供を求めている方が**取引先であるかよくご確認ください**。
なお、取引先がマイナンバーの収集を外部の業者に委託している場合があります。
マイナンバーの収集を外部に委託することは法令で認められています。

マイナンバーの提供から法定調書の提出まで



(注) マイナンバーの提供を受ける買主または借主は、売主または貸主の**本人確認（番号確認と身元確認）**を行う必要があります。そのため、買主または借主に以下のとおり、**本人確認書類を提示またはその写し等の提出（郵送の場合）**が必要です。

本人確認書類の例 (例1) マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
(例2) 通知カード（番号確認） + 運転免許証、健康保険の被保険者証^{*}など（身元確認）
※ 写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出をするときには、2種類以上が必要です。

● マイナンバー制度における安全管理措置

- ・取引先には、法令やガイドラインにより、**収集したマイナンバーの安全管理措置を講じることが義務付けられています**。（マイナンバー法第12条）
- ・マイナンバーは法令で定められた目的以外での取得・利用・他人への提供が禁じられています。**違反した場合には厳しい罰則が設けられています**。（マイナンバー法第48条、第49条、第51条）
- ・取引先は、提供を受けたマイナンバーを利用して行政機関などが保有する個人の情報を取得することはできません。（マイナンバー法第19条、第20条）



ご相談窓口

- ・法定調書についてご不明な点は、最寄りの税務署にお電話にてお尋ねください。（税務署では自動音声により窓口をご案内しております。）
- ・マイナンバーの提供についてご不明な点は、**0120-95-0178（無料）**にご相談ください。

最新情報

内閣府 マイナンバー



国税庁 マイナンバー

